

そこが知りたい

～ あなたの疑問にお答えします ～

鶴田ダムの洪水調節

鶴田ダムの洪水調節のあり方については、梅雨時期の水位を現行の130mから118mに下げ、防災ダムへの特化を国、県等へ町執行部や住民と一緒にやって要望を行ってききました。

また、国において、住民代表、学識経験者等を委員とする「鶴田ダム洪水調節に関する検討会」

を設置されたことから、議会としての意見を委員である町長に伝え、その実現を強く要請しました。要望活動等が実り、大規模洪水が予測される場合は、貯水位を120m程度まで下げることや洪水調節開始流量が見直されるなど要望に添った洪水調節が行われるようになります。

7月14日には、台風4号の大雨に備え、治水容量を確保するため、貯水位を127・6mまで下げられました。

政務調査費

交付はありません

政務調査費は、地方自治法の改正により、平成13年度に創設された制度で、条例に基づき、議員が町政の調査研究に役立てるため必要な経費の一部として会派又は議員に交付される経費です。本町では、政務調査費の交付はありません。県内32町村のうち、政務調査費を交付している町村はありません。

地方議会議員年金制度

地方議会議員の年金制度は、昭和36年7月に地方議会議員互助年金法に基づき発足し、昭和37年12月に地方公務員共済組合法に統合されて、その後、改正を経て現在に至っています。

退職若しくは死亡した議員又はその遺族に対し、年金又は一時金が支給されます。

区分	給付要件	掛金・負担金
退職一時金	在職期間3年以上12年未満で議員を退職したとき	本町の議員一人当たりの毎月の掛金・負担金(平均) ・掛金(議員が納める額) 39,630円 ・負担金(町が納める額) 26,400円(平成18年度)
退職年金	在職期間12年以上で議員を退職したとき	

費用弁償

議員や非常勤職員が、会議や委員会等に出席する際には、職務の執行に要した経費を償うための費用弁償が支給されます。その額等については、条例で定められています。

費用弁償の額(1日につき)

○定額1,000円+距離割による費用弁償の額

片道 5 km以上10km未満の場合	往復300円
片道10km以上15km未満の場合	往復600円
片道15km以上の場合	往復900円